

障害者情報支援基盤整備事業実施要綱

1 目的

障害者情報支援基盤整備事業（以下「本事業」という。）は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）第3条及び第22条の規定を踏まえ、自治体や関係機関に情報支援機器等の整備や音声コード普及のための研修等を実施し、地域における障害者に対する情報バリアフリー化等を一層促進することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は県及び市町村とする。

3 事業内容

- (1) 視覚障害者、聴覚障害者、発達障害者等に対する点字、音声、手話等による情報支援のため、自治体や公立病院等の公的機関などの窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備を行う。
- (2) 音声コード普及のための研修、発達障害の特性を勘案した情報支援についての啓発及び広報を行う。
- (3) 聴覚障害者情報提供施設を新たに設置する場合に、字幕入り映像製作機器（デジタル）の整備を行う。

4 補助単価

- (1) 情報支援機器等の購入支援 1市町村当たり1,000千円以内
- (2) 音声コード普及のための研修等 1市町村当たり300千円以内
- (3) 聴覚障害者情報提供施設 1か所当たり18,000千円以内

5 補助割合

定額（10分の10）

6 実施年度

平成24年度

7 その他

- (1) 上記3の第1号の対象品目は、点字プリンター、自動点訳ソフト、視覚障害者用活字文読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置、磁気ループ等とする。
- (1) 補助金を申請する場合は、沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条に基づき申請を行うものとし、添付書類として事業実施計画書（知事が定める様式により作成されたものに限る。）を提出するものとする。
- (2) 事業完了後は、交付要綱第10条に基づき事業実績報告を行うものとし、添付書類として事業実績報告書（知事が定める様式により作成されたものに限る。）を提出するものとする。

附 則（平成21年11月5日福祉保健部長決裁）

この要綱は、平成21年11月5日から施行し、平成21年度の予算から適用する。

附 則（平成23年6月21日福祉保健部長決裁）

この要綱は、平成23年6月21日から施行し、平成23年度の予算から適用する。

附 則（平成24年9月4日福祉保健部長決裁）

この要綱は、平成24年9月4日から施行し、平成24年度の予算から適用する。